

選定基準・評価項目

選定基準

- 東京都駐車場条例第 14 条の 10 第 2 項（同条例第 14 条の 18 において準用する場合を含む。）
- ・路外駐車場及び道路附属物駐車場の適正な運営の確保に関する業務並びに駐車場施設の操作及び維持管理に関する業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること
 - ・安定的な経営基盤を有していること
 - ・路外駐車場及び道路附属物駐車場の効用を最大限に発揮するとともに、効率的で安全な管理運営ができること
 - ・駐車場法その他の関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営ができること
- 東京都駐車場条例施行規則第 1 条の 3 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）
- ・路外駐車場及び道路附属物駐車場の管理運営に係る指導及び教育体制が整備されていること
 - ・駐車場における良好な管理運営の実績を有すること

評価項目

- 一次審査（事前審査）
- ・関係法令及び条例の規定を遵守して駐車場運営ができること
 - ・安定的な経営基盤を有していること
 - ・駐車台数 200 台規模以上の駐車場でかつ時間貸し駐車場の管理運営の業務実績があること
 - ・「東京都指定管理者選定等に関する指針」に掲げる欠格条項に該当していないこと
- 一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーションを踏まえた最終審査）

評価項目	
○業務に関する知識及び経験	
	・ 公の施設としての設置目的を理解し、行政の代行者としての基本姿勢に立っているか
	・ 駐車場の管理運営・施設管理を適切に行う職務遂行能力があるか
○管理運営体制の整備	
	・ 駐車場を安全で快適に利用できるよう相応の体制を確保しているか
	・ 従業員の配置の確保、指導・教育体制は適切か
	・ 安全管理・危機管理体制は適切に確保されているか

○質の高いサービス提供	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用料金の設定は適切か ・ 利用者の利便性向上や利用者増を図る具体的取組はあるか ・ 防犯・防災等の提案は具体的で安全性向上の取組はあるか ・ 地域連携・地域貢献の取組はあるか ・ 都の施策に係る公益的取組はあるか
○適切な施設管理の実施	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の運転・保守・日常点検への対応方針は明確で、対応姿勢に積極性はみられるか ・ 施設や設備の不具合への対応など、安全な設備運転・運営に向けた取組はあるか ・ 中規模修繕の必要性を理解し積極的な提案となっているか ・ 大規模改修の効果的かつ円滑な実施に向け、ノウハウを生かした取組はあるか
○収益を確保し、都民へ還元できること	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都への納入金はどの程度確保されるか ・ 納入金は的確な積算により実現可能なものとなっているか
○地下道路を適切に管理できること ※東京都八重洲駐車場外4駐車場のみ	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下道路の管理運営を適切に行う業務遂行能力があるか ・ 安全管理・危機管理体制は適切に確保されているか